

□転入届の特例による転出届

□転出届（郵便等専用）

青梅市長殿

届出人	必ず自署でご記入ください。
-----	---------------

連絡先	※ 平日の午前8時30分から午後5時までの間に 確認のとれる連絡先を必ず記入して下さい ()
-----	---

届出年月日		年	月	日	異動年月日		年	月	日
住 所	新								
	旧	東京都青梅市							
		氏 名			生 年 月 日	性 別	続 柄	個人番号カード 住民基本台帳カード	住民票コード
1	フリガナ	-----			西暦・明・大・昭・平・令 . .	男・女		有（写真有・無） 無	
2	フリガナ	-----			西暦・明・大・昭・平・令 . .	男・女		有（写真有・無） 無	
3	フリガナ	-----			西暦・明・大・昭・平・令 . .	男・女		有（写真有・無） 無	
4	フリガナ	-----			西暦・明・大・昭・平・令 . .	男・女		有（写真有・無） 無	
5	フリガナ	-----			西暦・明・大・昭・平・令 . .	男・女		有（写真有・無） 無	

※ 届出の際には、届出者の本人確認資料（個人番号カード、免許証等）のコピーを同封してください。なお、免許証等の裏面に氏名や住所変更の記載がある方は裏面のコピーも必要です。また、下記の転入届の特例を受けられない方には転出証明書をお送りしますので、送付先を書いた返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

※ 同時に転出する人のうちに、有効期限内であり運用中の個人番号カードを持つ人が一人でもいれば、転入届の特例の適用を受けます。この場合には、お手持ちのカードのコピーを必ず同封してください。

※ 転入先市区町村の窓口で転入届の特例を受けて届出をする際、転出証明書は不要ですが、個人番号カードを提示し、暗証番号を入力する必要があります。転入届の特例を受ける際には、カードを紛失等していないか、暗証番号を覚えているか、ご確認をお願いします。また、届出日から一定の期間を過ぎると、転入届の特例を受けた届出は受けられない場合がありますのでご注意ください。

※ 個人番号カードは、転入先の市区町村において処理を行うことで、継続利用できます。転入の届出の際には、必ずカードをお持ち下さい。継続利用の届出がされないまま、90日が経過しますと、そのカードは失効してしまいますのでご注意ください。

※ 転入届の特例を受けた方には、転出の手続きが終了した旨青梅市から通知をいたします。通知を確認した後、転入の手続きをお願いします。

※連絡先について、業務の必要に応じて他課へ共有する場合があります。ご了承ください。